平成24年 No. 7

国立大学法人東京学芸大学FD・SD推進本部要項等の一部を改正する要項

制定理由

- ・国立大学法人東京学芸大学 F D・S D 推進本部要項 F D・S D に関する中期目標、中期計画及び年度計画の提案等を業務に追加する こと等に伴い、所要の改正を行うものである。
- ・国立大学法人東京学芸大学情報基盤整備推進本部要項 情報基盤整備に関する中期目標、中期計画及び年度計画の提案等を業務に追加す ることに伴い、所要の改正を行うものである。
- ・国立大学法人東京学芸大学情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐の設置に 関する要項

情報化統括責任者は、副学長(広報・情報基盤担当)をもって充てることに伴い、 所要の改正を行うものである。

承認経過

平成24年2月15日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学FD・SD推進本部要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成24年2月16日

国立大学法人東京学芸大学長 村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学FD・SD推進本部要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学FD·SD推進本部要項(平成20年3月28日制定)
- (2) 国立大学法人東京学芸大学情報基盤整備推進本部要項(平成22年3月4日制定)
- (3) 国立大学法人東京学芸大学情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐の設置に関する要項(平成22年3月4日制定)

国立大学法人東京学芸大学FD・SD推進本部要項の一部改正について

改正理由: FD・SDに関する中期目標、中期計画及び年度計画の提案等を業務に追加すること等に伴い、所要の改正を行うものである。 改 正 行 〔省略〕 [省略] (業務) (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) FD・SDに関する年度計画の推進及び次年度計画の提案 (2) FD・SDに関する次期中期目標及び中期計画の提案 (3) FD・SDに係る基本方針の策定 (1) FD・SDに係る基本方針の策定 (4) 教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案及び支援に関する業 (2) 教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案及び支援に関する業務 (3) 職員の研修等の企画・実施及び支援に関する業務 務 (4) 事務職員の能力開発の推進に向けた諸施策の企画・立案及び支援に (5) 職員の研修等の企画・実施及び支援に関する業務 (6) 事務職員の能力開発の推進に向けた諸施策の企画・立案及び支援 関する業務 (5) 授業の改善に関する業務 に関する業務 (6) FD・SDの啓発活動に関する業務 (7) 授業の改善に関する業務 (8) FD・SDの啓発活動に関する業務 (7) その他FD・SD活動推進のために必要な業務 (9) その他FD・SD活動推進のために必要な業務 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) 理事(教育等担当) (1) 学長が指名する理事又は副学長 1名 (2) 学長が委嘱する教員 若干名 (2) 学長が委嘱する教員 若干名 (3) 事務局長 (3) 事務局長 (4) 総務部長 (4) 総務部長 (5) 学務部長 (5) 学務部長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は理事(教育等担当) 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は前項第1号の本部 をもって充て、副本部長は本部長が指名する。 員をもって充て、副本部長は本部長が指名する。 3 及び4 省略 3及び4 省略

[省略]

 [省略]

 <u>附</u> 則

 この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

国立大学法人東京学芸大学情報基盤整備推進本部要項の一部改正について

改正理由:情報基盤整備に関する中期目標、中期計画及び年度計画の提案等を業務に追加することに伴い、所要の改正を行うものである。

改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
(業務)	(業務)
第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。	第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。
(1) 情報基盤整備に関する年度計画の推進及び次年度計画の提案	
(2) 情報基盤整備に関する次期中期目標及び中期計画の提案	
(3) 情報化施策の企画・立案及び実施に関する業務	(1) 情報化施策の企画・立案及び実施に関する業務
(4) 情報化の推進及び運用に関する業務	(2) 情報化の推進及び運用に関する業務
<u>(5)</u> 情報基盤の最適化と統制に関する業務	(3) 情報基盤の最適化と統制に関する業務
<u>(6)</u> 情報セキュリティに関する業務	<u>(4)</u> 情報セキュリティに関する業務
<u>(7)</u> その他情報化推進に関する業務	<u>(5)</u> その他情報化推進に関する業務
	(組織)
	第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。
	(1) 情報化統括責任者(以下「CIO」という。)
	(2) 情報化統括責任者補佐(以下「CIO補佐」という。)
	(3) 情報処理センター教員 1名
〔省略〕	(4) 学長が委嘱する教員 若干名
	(5) 学長が委嘱する事務職員 若干名
	(6) 情報基盤課長
	2~4 省略
	〔省略〕
附則	
この要項は,平成 24 年 4 月 1 日から施行する。	

国立大学法人東京学芸大学情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐の設置に関する要項の一部改正について

改正理由:情報化統括責任者は、副学長(広報・情報基盤担当)をもって充てることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策 (平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決 定)に基づき、国立大学法人東京学芸大学(以下「本学」という。) に置く情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐に関し必要な事項 を定めるものとする。

(情報化統括責任者)

- 第2条 本学に、情報化統括責任者(以下「CIO」という。)を置く。
- 2 CIOは、本学の情報戦略の推進及び情報運用実務の遂行等を統括 するとともに、本学の情報資産の適切かつ円滑な運用を図るものとす る。
- 3 CIOは、<u>学長が指名する理事又は副学長</u>をもって充てる。 (情報化統括責任者補佐)
- 第3条 本学に、情報化統括責任者補佐(以下「CIO補佐」という。)を置く。
- 2 CIO補佐は、専門的知見をもってCIOを補佐するものとする。
- 3 CIO補佐は、情報処理センター長をもって充てる。 (要項の改廃)
- 第4条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

[省略]

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

第1条 この要項は、独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策 (平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決 定)に基づき、国立大学法人東京学芸大学(以下「本学」という。)に 置く情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐に関し必要な事項を定 めるものとする。

行

(情報化統括責任者)

- 第2条 本学に、情報化統括責任者(以下「CIO」という。)を置く。
- 2 CIOは、本学の情報戦略の推進及び情報運用実務の遂行等を統括するとともに、本学の情報資産の適切かつ円滑な運用を図るものとする。
- 3 CIOは、<u>理事(研究・附属学校等担当)</u>をもって充てる。 (情報化統括責任者補佐)
- 第3条 本学に、情報化統括責任者補佐(以下「CIO補佐」という。) を置く。
- 2 CIO補佐は、専門的知見をもってCIOを補佐するものとする。
- 3 CIO補佐は、情報処理センター長をもって充てる。 (要項の改廃)
- 第4条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

[省略]